主 文 原判決を破棄し、本件を大阪地方裁判所に差戻す。 理 由

上告代理人の上告理由は別紙のとおりである。

〈要旨第一〉しかしながら、農地調整法、自作農創設特別措置法(昭和二七年一〇月二一日以降は農地法)等の一連の農〈/要旨第一〉地改革法規にいわゆる農地とは、地目の如何にかかわらず、現に「耕作の目的に供される土地」をいうのであっても、現況が耕作の目的に供されていない土地、は、ここにいわゆる農地ではないのであるから、これに対しては農地調整法農地がないものといわなければならない。しからば、本件土地の一部には既に高光でない住宅が建設せられ、農地が改廃せられて、現に宅地となつていることが原判決の確定するところであるから、少くともその部分については農地調整法の原料決の確定するところであるから、少くともその部分については農地調整法の原用はない。言いかえれば、被上告人が本件農地の一部に住宅を建設するといる。そしてその部分の土地の賃貸借は「建物ノ所有ヲ目的トスル賃借権」でもるよいできるものといわなばならない。しかるに原判決は農地調整法によらなおできるものといわなばならない。しかるに原判決は農地調整法によるであるができるものといわなばならない。しかるに原判決は農地調整法によるであて、任賃貸借が解除できないものとしたのは明かに同法の解釈を誤ったものであるから、借地法の適用ない。しかるに原判決は農地調整法によるであるができるものといわなばならない。しかるに原判決は農地調整法によるができない。

しかのみならず、本件賃貸借の解除または解約についても当裁判所の見解は次の とおりである。

であると判断されている(最高裁判所昭和二八年一二月二五日第二小法廷判決、民 事判例集七巻一三号一六六九頁参照)。あたかも本件の場合をこれと同じように考 えられないことはない。すなわち法の優位という見地から考えても、判例では、こ の場合、行政庁の判断がなくても、裁判所の判断に任しているのである。また、原 判決によれば「農地調停により解約がなされるときは、農業委員会の承認乃至知事 の許可を要しない旨定めているか、民事調停法は小作官又は小作主事か期日に出席 し又は期日外で意見を述べることができ、調停にあたつては必ず小作主事又は小作 官の意見を聴くことを要する旨規定され、調停で小作地返還が定められた場合はこ れらの機関が農業委員会等に代つて解約の相当であるか否かを審査することになる から、例外的に規定されたまでであつて、右法条を以て裁判上解除権の行使にも亦 承認乃至許可が必要でないと解する根拠とすることはできない。」としているが、 訴訟上においても裁判所はこれらの機関に必要なる調査を嘱託することができるか ら(民事訴訟法第二六二条)、むしろ調停の場合と同じであつて、これと別異に解する根拠がない。これに反して、訴訟上解除又は解約する場合でも農業委員会の承認を要するものとすれば、この承認の申請に対して農業委員会がいつまでも承認せ ない場合にはいかにすべきか。この場合、農業委員会を相手として承認を求める訴訟は行政庁に対して積極的に行政行為をなすべきことを求める訴であるから許され ない。而して不承認の場合には、農地調整法第一五条により訴願するか、または抗 告訴訟をもつてその行政処分の不当を争う外はなく、その結果不承認という行政処 分が取消されても、さらに積極的に承認がない以上解除または解約の効力が発生せ ゛、従つて不信行為のあつた賃借人に対していつまでも土地の明渡を訴求すること ができない結果となる。いずれの場合でも裁判上、結局解除または解約の適法不適法を判断するものは農業委員会ではなくして裁判所であることから考えても、調停の場合と同じく訴訟上解除または解約する場合には農業委員会の承認を要しないも のと解するのが相当である。

〈要旨第二〉要するに訴訟外の場合は一般に原則として解除または解約には必ず農業委員会の承認(知事の許可)を要す〈/要旨第二〉るか、調停又は訴訟上においては例外としてこれを要しないものと解するを相当とする。

例外としてこれを要しないものと解するを相当とする。 しからば、上告論旨は結局理由があることとなり、原判決は法律の解釈を誤つたものであり、全部破棄を免れない。

よつて民事訴訟法第四〇七条第一項に従い、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 田中正雄 判事 神戸敬太郎 判事 松本昌三)